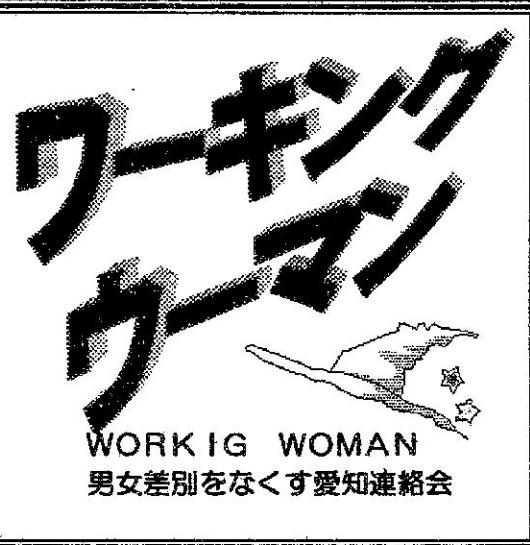


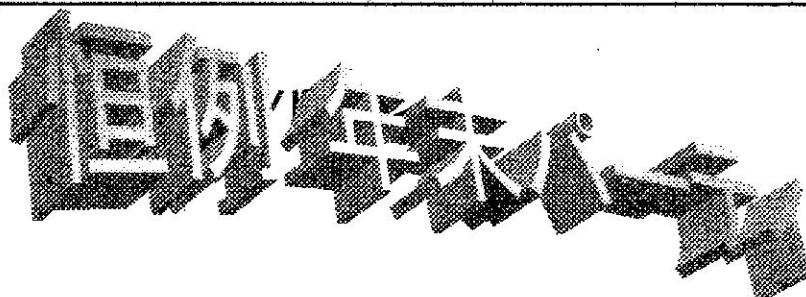
1999. 11. 6 第82号

ワーキング・ウーマン
〒464-0092 名古屋市千種区
茶屋が坂 2-6-B-805
(052) 842-2739 (内藤)
留守番電話・FAX
<http://www03.u-page.so-net.ne.jp/ya2/kikuchan/>

♀W・Wニュースは隔月発行です
申込先 〒振替 00870-4-10024
ワーキング・ウーマン
年間購読料 4000円



WORKING WOMAN
男女差別をなくす愛知連絡会



WW恒例:年末パーティーのご案内

日時: 12月5日(日) 午後4:00~7:00

場所:シャンピアホテル名古屋

2000年に期待をよせて、'90年代最後のパーティーです
多くの参加をお待ちしています……

メラのミニコンサートもあります お楽しみに!!
申し込み方法、詳細は後ページをご覧ください

今号はメディアリテラシー例会報告特集となりました。メディアが持つ巨大な力を市民の手に…WWへの提案もあります。じっくりご覧ください。

=CONTENTS=

- | | |
|---------------------------|---------------|
| * 例会「メディアリテラシー」報告…1~7 | * IWDお知らせ …12 |
| * 後援「性暴力被害と医療を結ぶ」報告…8~9 | * ミニコミ閲覧案内…13 |
| * 主催「女性が入れ替わる裁判を考える」報告…10 | |
| * 年末パーティーお知らせ…11 | |

* 次回事務局会議は 12月13日(月) 名古屋市女性会館3F活動センター

%%%%例会報告%%%>

"メディアリテラシー" 批判から提案へ

10月17日(日) 名古屋女性会館

講師津田正夫さん(東邦短大教授)

短い時間に大学の講義1年間分くらいを話すので、かなり端折りますとことわりがあったうえで『メディア・アクセス～批判から提案へ～』と題し、下記のようなメディアリテラシーの基本について述べられた。

長年NHKで報道番組を中心に番組を作ってきた。その現場体験から、メディアを市民の手に取り戻すにはどうしたらいいかを長年考えつづけている。

入社当時は、報道して取り上げると、批判も意見も手応えがあった。各地の転勤を経て名古屋に戻ってきたころには、一つのことを取り上げて討論をするという番組がなくなっていました。80年代後半から『情報』ということが言われるようになり、なんでも『情報』になってしまった。ニュースも情報、音楽は音楽情報で、天気も天気情報となつた。

昭和天皇が死亡にいたった1988年9月から1989年1月のあいだ、結婚式やカラオケも自粛するというようなことがあって、50年間やってきた民主主義とは何か、このままメディアが変質していくのかこれではいかんと思い、本を書いた。

バブル経済の勢いとともにTVも変わってきた。現在のメディアは新聞、TVのようなマスメディアとともにインターネットなど多様化しており、教育現場などでも対応しきれていない。

今、企業がメディアを利用して経済活動を盛んに行なっている(例として、映画『河童』の宣伝計画。観客動員のためにメディアを使いこなす計画)。こうした状況がある現在、メディアリテラシーが必要となっている。そのためにはメディア・アクセスが重要で、アクセス権の進展を考えなければいけない。

アクセス権とは、いろんな意見を持つ、情報の消費者にされた人たちがメディアにアクセスする権利で、反論権などその方法はさまざまにある。近年は、NPOの拡大とともに、宣伝など広報の道具としてメディアを使うようになってきた。しかし一方、多メディア化でメディア事件も多発しており、Vチップ(有害と思われる番組を見られないようにTVなどに最初から拒否する装置を設置する)法制化論議も出てきた。

情報をきちんと見て、見せない、見なければいいのか。意見をちゃんと言い、いいものに作り変えて行く、自分にとって何が必要かを識別していく能力が重要ということ、これは確かに正論ではあるが難しいところだ。文部省では情報化対策が遅れていると

ということで、コンピュータ教育を2002年には義務化していくということを今年の6月に決めている。

メディアリテラシーとは「批判的に読み解き、使いこなす能力(を育てる教育)」ということで、メディアエデュケーション、メディアスタディーズともいわれる。一方的に情報を受けるのではなく、情報を選んで理解してゆくことである。

ただ私見だが、メディアリテラシーとして、メディアがもたらす情報を分析評価しても、メディアは多少は変わっても大きくは変わらないのではないか。賢い視聴者をいくら育てても受け手であることからは変わらない。見分けて見ても構造は変わらない。ではどうしたらいいのか。真のメディアリテラシーとは、メディアのメッセージ、環境、そこで働く人たちなど全体を知ることと、アクセスし協働作業をすること、さらに自分たちで発信・編集する権利があるかないかということである。

市民(団体)が情報の主体になってゆくためには、アクセスという概念を持つことが大切。マスメディアをどう活用するか、例えば投書をする、講義をする、記者発表をするなど。また、マスメディアと市民(団体)が共同してできることは何かを考える。電波は共有の財産である。したがって我々の意見を取り上げることは当然で、取り上げるべきである。

アメリカではどのコミュニティーのケーブルTVにも市民のためのチャンネルが保障されている。CATVは市民の番組参加(アクセス)のために、コミュニティーに市民(パブリックア)、教育(エデュケショナル)、地方自治(ガバメンタル)のアクセスチャンネルを提供するよう、連邦通信法で決められている。市民は希望すればどんな内容の放送をするのも自由で、ケーブルTV側では内容のチェックはできない。ただし、放送した内容によってその市民自身が違法性を問われることはある。(市民が選んだ経営委員によって政策を決めているサンフランシスコの例として、市民放送の一つをビデオ放映)。

日本では法による取り決めはないが、CATVをうまく利用して、市民団体の広報活動をしているところがある。常滑市の市民グループ「明日の常滑をつくる会」が、常滑の歴史を紹介する番組を制作し、CATVの全国ネットで放送している。

市民が編集権を持つこと、これがアクセスである。既存のメディアに個人の知り合いなどを通して取材をしてもらうようお願いするというようなことは、本当の意味でのアクセスとは言えない。TVは今、デジタル化が進んでおり、これが実用化されるとチャンネル数は飛躍的に増える。したがってこの増えたチャンネルを市民が自らの手に持つようにして行くことは、これからは可能だろう。CATVはデジタル化と市民開放が比較的進んでいるので、ここはねらい目である。

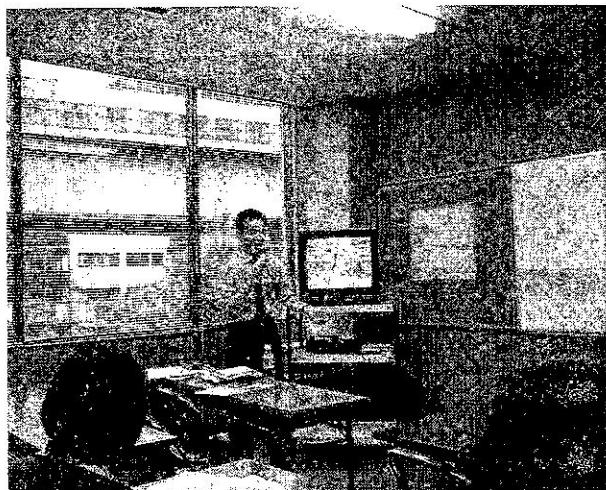
《ワーキングウーマンからの
問題提起》

「少女雑誌の現状と問題点」

新崎 道子さん

「映画というメディアの女性」

高野 史枝さん



『メディア上手』について

・メディア側の責任と市民側の責任

メディアとしてはわがままな市民団体とは付き合いたくないというのが本音だ。情報が不正確で、間違った情報で困ったことがある。NHKにメディア60(カメラに向かって主張すれば一定時間放映してくれるというもの)というのを作ったが、市民団体側が使いこなしていない。

市民側は報道が終わってから評価をすることが大切。フォローしないと次の関係に行かない。どこが違っていたかということをメディア側と話し合う。(取材して欲しいと)言いっぱなしが多い。小言も言わないとお礼も言わないとが多い。

良い例としては「キャブナ」「リサイクル市民運動の会」がある。上手に配慮して取材を受けている。

『メディア上手』へのメモ

■売り込み（アクセス）の目標。

お知らせするだけでいいのか、内容付きで事前に紹介してもらいたいのか、事後に紹介してもらいたいのか、大きい企画として扱ってもらいたいのか、明確にして売り込む。

メディアをよく見て、特性や力学を知った上で売り込み先のメディアの選択を熟考する。

■売り込みのタイミング

他の事件、トレンド、大きな流れとの関連性を考える。行事が集中する時期、週末・月末・年末は取り上げられにくい。例えば7・8月は戦争物は取り上げられやすいなど。

■売り込み先へのアプローチ

メディア担当者とのチームワークをはかる。依頼に対してはお互いに敬意を持ち、感謝を怠らない。知り合いを作つておくと何かと便利だが、偏るとその個人がいなくなつた時手づるがなくなる恐れがある。

★自分がメディアの発信源になるにはどのくらい費用がかかるのか。

(津田) 「明日の常滑をつくる会」では費用は自分たちで調達している。ビデオの機械は常滑CATVのものを利用。可児市では行政がCATVを育てている。費用はケースバイケース。

CATVは1000位あるがそのうち自分で作っているところは300位、そのうち30位は市民(団体)が作っている。デジタル化でチャンネル数が5倍位になるから、どうチャンネルをうめようかというのが今のTV局なので、それをうまく使っていく。金はあるところやないところいろいろ。

主張したければ受けるところはある。いま教っている学生には授業の中でメディアへ直接あたることをやらせているが、結構やれている。地方局やFM局は簡単に出演できる。地上波の局はかなり難しいが、断わられたらどこがだめなのかを聞いてみる。「ピーかんテレビ」や「PS愛してる」は出やすい。どこまでパブリックに言うべきことなのかを問うことも必要。新聞社も投書の責任者と話をしてみる。

★受け取る側はどうすればいいのか。

(津田) アメリカのNPO放送局は膨大な量があるので、番組票を作つて売つていて。制作しても広報していくのが大変な状況だ。

今各局はデジタル化になって増えるチャンネルをどううめるか、市民団体と手を組もうとしている。欧米の資本が入つたらもっと大変な状況になる。

(北村) 番組の作り方などはどこで学べるのか。

(津田) 市民が発信するという考え方がなかったから、素人を養成する場はない。

最初の「メディアは基本的に暴力」ということについて。自分の考えを主張するのは基本的に暴力的な部分を含んでいる。ハードは暴力的であり、だんだん暴力的になっている。それをどこまで、ちゃんと実践的に対策を立てれば戻せられるのか。内在する暴力性にどう対応するかは、また別の問題だと思う。

(北村) メディアはこちらが主張すれば受け止めるということです。もっとメディアアクセス権を持ちましょう。ワーキングウーマンではビデオも作ったし、そうしたこと得意な人材もある。もっとメディアとして発信していく方向でやっていきたいと思う。

ます。日本映画の衰退は構造的な問題もあるので一概にはいえませんがこの“女性の視点の欠如”女性観客の減少につながっているということはできると思います。今年公開された『っぽや』『となりの山田くん』などの作品は、仕事人間である男性賛歌、性別役割分業肯定などが露で、女性からは到底受け入れることができない映画でした。

一方テレビドラマは、一時ほどではなくてコンスタントに人気を保っています。これは、若い女性プロデューサー、そのプロデューサーが起用する女性脚本家の力が大きいのではないかと思います。テレビ局も10年以上前は、やはり映画界と同じ、決定権のある女性はいない“男性社会”でした。しかし均等法施行以降、それまで契約社員扱いで正式に採用していなかった女性たちを正社員として入社させざるを得なくなりました。その均等法入社の彼女たちが力をつけ、プロデューサーやディレクターになっていったところに、現在、女性の共感度の高いテレビドラマが作られる一つの要因があると思われます。

女性の製作者をもっと増やすこと、これが、映画、テレビというメディアを活気づかせる大きなポイントではないでしょうか。

info.

「女性への暴力」のない社会を目指して

日 時：1999年11月15日（月）18：30～20：30

場 所：名古屋YWCA（地下鉄「栄」駅 5番出口より東へ徒歩3分）

参加費：YWCA会員 500円／一般 600円（当日受付）

ファシリテーター：ナタリー・フィッシュヤーさん

（世界YWCA職員） 逐語訳あり

プログラム（予定）：

各国YWCAによる取り組み（'Week Without Violence' の事例より）

ワークショップ「女性への暴力」とは

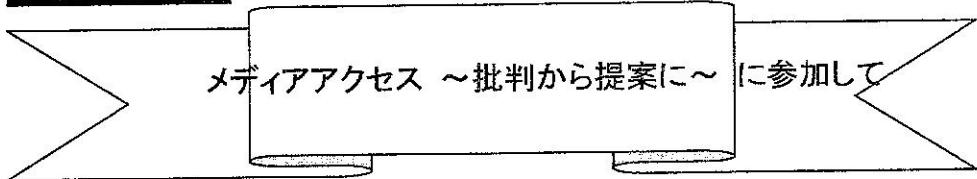
（ユニーク）

新しい「パートタイマーの手引」ができました

毎年、名古屋市市民局が発行している「パートタイマーの手引」の最新版ができあがりました。パートで働く上で知っておきたい法律、社会保険、税金のことなどが、わかりやすく解説されていて、おすすです。

欲しい人は、最寄りの区役所に置いてあります。ユニオンでも30冊ほど在庫がありますので、忙しい人には送りますのでご連絡を。（A5 76頁 無料）
(052-859-2058)

<<<例会報告>>>



—— 高橋 和江

津田さんは、メディアを批判するだけでなく逆にメディアを利用するという考え方で、その方法を考えようとした具体的なアプローチの仕方にもふれてくださいました。

私にとっては職場〔放送局〕でもあるメディアですが、局内では放送のデジタル化を前にどう自社が残していくのかが話し合われています。今回のように職場を離れて一市民としてメディアを見ると、放送のデジタル化、多チャンネル化はメディアがより身近になり市民が発信する立場になりやすいことなど実感しました。

また、アメリカやカナダで実際に放送されている市民による番組の録画や、国内のケーブルテレビで番組を作る神戸、常滑のグループとかの活動を見る事ができました。そこで、提案です。

いろいろな壁があるにしても WW の活動の中にこうしたメディアをもっと積極的に使うということを考える。将来的にはテレビ番組を送出するようになることも含めて、WWの企画があるときにはラジオ、テレビ新聞取材をしてもらえるようになる。そして今好評で注文があるというビデオ「なんでもなれるぞ女の子、男の子」に続くビデオを考える。

高齢化の中、生涯教育も幅広いものになってきています。行政に逆に提案する形でWW企画？講師？による講座もとりいれてもらうように働きかける。他に「エンパワメント」「夫婦別姓」「ポジティブアクション」「グラスシーリング」「ステレオタイプ」などのテーマを柱にWWらしい切り込みで内容をつたえる。少し角度を変え「WWくらし編」として家事、住まい、病気の、友人とのコミュニケーション、食べること、リタイア後の活動などで会員の人たちの実感をもとにバラエティー豊かにとりあげる。等思いつくまま提案させていただきました。最初の壁は、"それで誰が動くのか"そのことの提案も含めてあなたのご意見を是非うかがいたいと思います。

9. 26 講演会 (WWも後援) 『性暴力被害と医療をむすぶ』に参加して

新井崎 道子

講師は、「性暴力被害と医療を結ぶ会」呼びかけ人で「まつしま産婦人科小児科病院」理事長の『佐々木静子』さん。

佐々木さんの問題意識のきっかけは、あの「富士見産婦人科病院事件」だったといふ。この事件は、産婦人科医療が“医療”という名のもとに女性の健康や体に不必要かつ過重な施療を加えていたことだった。不必要かつ過重な施療とは、暴力であり傷害事件である。女性の健康と体に対して加えられた暴力なのだから、これは『性暴力』そのもの、佐々木さんの今日はまさにここからスタートしているのだ。

1、産婦人科医療を女性の視点でみなおす。

- 出産は生理なのに、医療の分野に取り込み過ぎ。医療が介入し過ぎている。本当に医療の必要なことと妊婦（女性）がセルフコントロールできることとは分け対処すべきだ。そしてセルフコントロールできることには医療は手出ししない事。セルフコントロールの力を高める手助けこそが大切。
例えば、「屋間出産」。陣痛促進させてでも屋間に出産させてしまう医療措置のこと。確かにスタッフは多いしもしもの異常事態に対応しやすい事はある。しかしここには女性の視点など少しもない。出産という女性の生理が、医療現場の都合に合わせてねじまげられているといつていい。
- まつしま産婦人科小児科病院では、20人の『助産婦』を導入して問診業務を徹底することによって、不必要的医療介入や医療過誤を大幅に排除できるようになったという。医者ではなく助産婦の増強であるところに「女性の視点」の活用が感じられる。

2、女性の健康被害には性暴力が大きくかかわっていることが多い事実に気付く

- 妊娠だけでなく女性特有の病気や心身の不調で来院した患者とかかわっていて、心身の不調の奥の奥に、当人も自覚できていないような性暴力被害を感じられる。病気そのものを治すと共に人権（プライバシー）を守る医療活動でなくてはならない。
- 性暴力被害者に対して、「性暴力は犯罪であり、被害者は絶対に悪くない。」という共感的対応をすることの大切さ。まつしま産婦人科病院では、スタッフ一同が「性暴力被害や被害者」に対する深い理解をもてるよう学習会や研修に努めているという。（性暴力被害にあった人への医療対応の基本として8項目が明示されている。後出資料1）
- 被害者への具体的対応では、こちらからの指示や意見は一切せず本人の状態を受容し、自分で選んだという自信が持てるよう複数の選択肢を用意することに努める。また、検査や処置や治療に当たっては、一つ一つ中身の説明と確認をして本人の同意を得てからしか行わないことも。

3、「心」の問題を軽く見過ぎてきた—カウンセリング活動の重要性

- 女性の健康被害は「心の問題」が非常に大きい。女であるが故の生きにくさが心身の健康に害を及ぼしている。この「心の問題」に一緒に向き合うことなしには、医療活動の成果は望めないのでないか？ということで、まつしま産婦人科小児科病院では開院当初からカウンセリングを導入してきたという。
- 心の問題に深い関心を寄せ、カウンセリングの果たす役割を重視していることは「患者」という言葉を使わずに「利用者」と来院者を呼んでいることにも表れている。
- パトナリズムが支配的な産婦人科医療では、医療従事者の意識改革が不可欠。特に性暴力被害に関してはカナダの専門家の協力を得て『研修』を深めたとのこと。この研修はいわゆる院内研修にとどめず、公開講座とし次のステップ、「性暴力被害と医療を結ぶ会」へつながっていった。

4、医療の現状と問題点として

- ・産婦人科医師の87%が男性。性暴力被害者は圧倒的に女性。内診初め男性が対応することには非常な抵抗がある。
産婦人科の男性医師の割合が将来も大きくは変わらないのであるならSANE(性暴力被害専門看護婦)の導入を実現する施策が必要。日本では助産婦がSANEとして機能できるのではないか?
- ・被害によるものであるにもかかわらず「各種(医療関係)費用」は自己負担。これに生き直しのための引っ越し費用や職業替えなど、性暴力被害者は経済被害まで被っている現状がある。
- ・他部門とのサポート・ネットワークが少なく、情報が行き渡っていないという問題点。これはトータルなケア・システムがないということを意味し、性暴力被害者の救済から自立への支援を困難な状態にとどまらせていることになる。この現状認識と危機感が佐々木さん達に「結ぶ会」の発足と活動の推進を促している。
今日のこの会自体が名古屋での『サポート・ネットワーク』作りの第一歩なのもある。

以上のような内容を、日常診療にかかわっているスタッフならではの具体的な器具ややり方、被書例なども紹介しながら話していただけた。中でも性暴力(強姦)の加害者が中・高生ということ、彼等は強姦を「ナンパ」したくらいにしか考えていないという現実には会場一同ショック(絶句!)。また、小学生の女兒が普通一番安全と考えられる自宅で、いとも簡単に侵入者に強姦被害をうけてしまった事例には背筋の寒くなる思いがした。

性暴力被害は「特別なこと」だが、被害にあった人は「特別な人」ではない。性暴力被害の経験を持つ人に出会う可能性は高いことを意識する—自分のこととして考えられること。この二つは今日この瞬間からしっかりと胸に刻み込んだ。

(資料) 当日配布されたレジュメより

表1 性暴力被害にあった人への医療対応の基本

- 1) 「悪いのは加害者であって、被害者ではない」ということをきちんと理解して対応する。
- 2) 性暴力行為があったかなかったかの判断をすることは医師の役割ではない。
- 3) どんな場合でも被害にあった人(サバイバー)の言うことを信じる。
その人を支えるようなケアとサポートが医療者の役割である。
- 4) 本人の希望を第一に優先して診療をする。
医師や看護婦や警察がやりたいことを優先してはいけない。
- 5) 検査や処置や治療にあたっては、一つ一つ確認し、本人から必ず同意を得ること。
- 6) 心的外傷(レイプトラウマ症候群)について十分認識を深めておく。
どんな症状もありうるものとして受け入れ、予測もできなければならない。
- 7) 被害にあった人が、自分が安全だと感じられるようにしなければならない。
- 8) 告訴する場合に備えて診療をする必要がある。
(証拠採取・正確な記録・診断書の発行)

表3 急性期の産婦人科での医療対応

- 1) 問診(本人から、警察から)
- 2) 婦人科診療と記録作成
- 3) 外傷治療
- 4) 性感染症検査・予防・治療
- 5) 妊娠予防・人工妊娠中絶手術
- 6) 法的証拠採取
- 7) パニック対応・カウンセリング(本人、周りの人)
- 8) 他部門への紹介
- 9) 安全な場所への紹介

主催講演報告

セクハラ・ハラスト裁判の現状と課題

—弁護士：角田由紀子さん—

10月23日、数多くのセクハラ裁判を勝ってきた、角田さんのお話を是非聞きたいと、会場は60人以上の参加者で埋まった。企業や学校の担当者とみられる男性もチラホラ。

角田さんは、ソフトなわかりやすい語り口で、講演をしていただいた。以下に内容の要点を。

1 判例理論の到達点：1989年福岡事件提訴以来公表されている判例も30件を超えた。まず、ここまでに獲得できてきた点、未解決な点を見る。(1)誤った被害者像による事実認定…初期の事件では、原告が大した抵抗をしていないとか、被害後も平常勤務を続けた、などを取り上げ、本当に被害者ならばこうするはずというステロタイプな被害者像を根拠にして、原告の訴えが否定され敗訴する例があった。これに対し(角田さんらは)、実態・事例をとりまとめた意見書へ出すなど努力を重ね、被害者の行動に決まったパターンはないことを示していく、判決を変えていった。(2)原告の立証の過度の負担…セクハラ事件では加害者は決まって「合意だった」「相手も承知のはずだった」などと反論し、日本では原告がこれらを覆して「不法行為」の立証することになるので、重い負担がかかるが、この点を変えて行かねばならない。アメリカでは公民権法第7条の性差別禁止違反となるので、加害者の側が「性差別でないこと」を立証する責を負う。(3)損害賠償額…従来の賠償額は50から300万円止まりと低かったが、仙台地裁の3事件ではやっと相対的には高額な慰謝料が認められるようになってきた。なお、アメリカで数億円という慰謝料があるのは、公民権法第7条に基づく刑事犯であり、加害者側企業の規模等に応じ(大企業に少額な賠償額では打撃にならない)懲罰的慰謝料が認められるからである。日本でも賠償額が大きくなって、企業も対策を迫られる度合いが強くなった。

セクハラ裁判は、裁判とそれに対応する社会の実態が相互に呼応し合って進展してきた。10年間の成果が均等法21条(使用者の義務規定)になったといえる。女性の権利に関係することで、この10年で最も大きく進歩した点ではないか。

2 改正均等法21条はどう機能しうるか：(1)21条は提訴や立証活動を容易にするか…裁判自体は民法709条(直接加害者の不法行為)715条(使用者責任)でやっていくのだが、法律として21条ができたことの意味はとりあえず大きい。しかし、21条は判例で積み重ねられてきた到達点の一部が取り込まれたにすぎない。ガイドラインの内容は、判例の到達点より低く、最低基準とみるべきだろう。人事院規則の方が若干進んでいる。(2)ガイドラインに欠けている視点…性差別がセクハラを生み出すという基本構造に配慮がないことである。これがないと、防止には無力。(法的に罰せられなければ、レイプをする議員を擁する国である…)

3 今後の課題：(1)性差別の視点をどう明確にしていくか…民法の不法行為法の中での裁判であるため、性差別社会構造そのものに言及し、原因を求める裁判になりにくい。(2)判決の主文で、職場環境の改善義務を求めることができるか。損害賠償一本槍をどう超えるか。(3)私企業相手の場合直接加害者と企業の両方を訴えるが、国公立機関の責任追及する場合、加害者個人と、例えば知事や大臣が法技術的に問題で同列には訴えられない。これをどうするか。(4)ここまで、慰謝料請求でやってきたが、セクハラを受けず働き続けられた場合などと比べての「逸失利益」を要求していきたい。…また、ノック知事の場合のように不戦敗(金で解決)と言う選択には裁判の限界があることも課題。

裁判は原告の負担が非常に大きく、やむを得ない場合の選択である。交渉して解決するなど、それ以前の方策を探った方がいい。裁判になってしまわなくとも、経過について詳細な記録を取っておくことは大変有用。その件専用のノートをつくる。本人のメモは重要な証拠になる。

WW年末パーティ

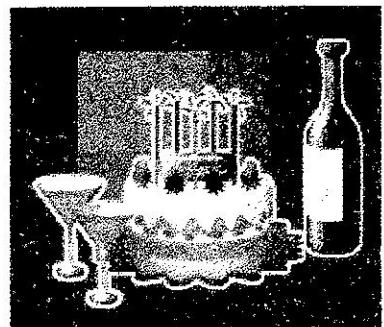
月日：12月5日（日）

時間：4:00～7:00

場所：シャンピアホテル名古屋

052-203-5858

会費：5000円



メラのミニコンサート

毎度おなじみショートスピーチ（今年は誰？？？）

シャンピアホテルのおいしいお料理

そして、お話一杯のスピーチタイムなどなど
盛りだくさんの3時間を一緒に過ごしましょう

申し込みは電話かFAXで
用紙は会報に添付されています。

締め切り11月21日（日）

シャンピアホテル名古屋
錦通り沿い 東海銀行本店西 50m
最寄駅
地下鉄 栄 8番出口、伏見 1番出口

お知らせ

<<< 裁判傍聴のお願い >>>

岡谷鋼機 次回の口頭弁論は

11月10日(水) 12月22日(水) 13:10～15:00

場所 名古屋地方裁判所

会社側証人、小出業務部長の（光岡上司）の尋問

☆傍聴は入退席自由です。

☆沢山の人で傍聴席を埋めて会社を追い詰めたいと思います。



第5回のテーマは、「ジェンダーと暴力」でした。今回、かけこみ女性センターあいち、あさの会、FICAP(フィリピンの女性の会)からなる共同発表—フィリピン女性の海外出稼ぎ問題ーは、この名古屋で身近に生活しているフィリピン女性のバックグラウンドが良く分かって、なにか身につまるものがありました。視聴したビデオフィルムは、"MODERN HEROES MODERN SLAVES"=(現代のヒーロー、現代の奴隸)のタイトル通り、「我々女は、(世界のあらゆる国において)利用され奴隸化されている！」という何ともすさまじい現状を映し出した内容でした。フィリピンは女性の海外出稼ぎで国の経済が成り立っているといつても過言ではなく、出稼ぎ先の国での女性虐待の犠牲者が1日につき5、6人は棺に入れられて帰国するという。日頃、諸外国の女性問題、特にアジアの女の問題に取り組んでいる女達に言わせれば、「何をいまさら...。」かもしれないけど、女性問題をグローバルな問題として実感するのは、一般的には、なかなか難しい。諸外国の女達の犠牲をもって日本の女性の多少(?)の経済自立の機会が増えてきたという事実を、あまり私は真剣に考えてこなかった。自分がバリバリのフェミニストであると自認している私も、まだまだ修行が足りない...本当に。自分さえ、差別から解放され自立すればいいのか？フェミニズムは、まさしく今や政治になるべきであり、単なる自己の意識改革や、女性の社会進出のためだけにあるのではない...。(と、アジビラ的な文章を挿入してしまった。)でも、強い衝撃を感じた人達の中には、かけこみ女性センターあいちと一緒にやりたいと申し出る人もいたほど。

話を急転直下させますが、上記のテーマに入る前に、性同一障害の問題に取り組んでいる TTS ファミリーからのアッピールもありました。まず、性同一障害って何かを知らない人が多いと思いますが、一言で言うと、自分の肉体、戸籍上に記された性別が、自分の心と一致しないと自覚し苦しむことを言います。「なぜそれを障害というのか、まさしく世界からジェンダーという問題が無くなれば、済む問題じゃないか？」という質問に対しての答えは、「現実的に、ジェンダーで侵された世界に生きている私達には、医療機関での治療が必要で、特にカウンセラ一代など、高額医療費がかかります。戦略として、保険の対象にしてもらうための病名です。私も自分のことを障害とは呼びたくない。」この問題については、参加者はほとんど、自分がどのように女であると自覚しているのかを疑問に思っている(意識性がある)人達ばかりで、日頃、自問している内容を、幼少時代からの経験談を交えて話し合いました。「雄の体を持ち、自分が男ではなく女であると感じる感覚はどこから来るの？どんな風に女って感じるの？」という質問には、単純明瞭な答え、「わからない。ただ小さいときから変だ変だ...と苦しんだ。」つまり私達と同じ。私も、多分に性同一障害気味で、大変心を揺さぶられました。

私は、自分の「産む機能」を認められなくて、女性問題を取り組む仲間とはかなりのギャップを持っています。信条的だけでなく肉体的にもね。自分の問題に新たな視点が開けた感じがしています。

総じて、この異文化交流会についての感想を参加者に最後に語ってもらったのですが、可笑しかったのは、「サンパチの国際女性デイのイヴェントよりずっとおもしろかったし、意義があった。」と、宣(のたま)う、わいわいいうみんのメンバーがいたこと。サンパチの魅力は、やっているメンバーにもマイチかな？皆さんのご協力を期待しています。(宇風)

■2000年「国際女性デー」

もう準備は始まっています！

2月3日(土)12時(日)2時

あなたの参加を待っています！

栄 広場(三越前) //ステージ、展示、バザー

& 名古屋市教育館//ディスカッション

ホームページ : <http://member.nifty.ne.jp/IWD-HP/>

連絡先 : 052-722-3217 (富田)

ミニコミ・会報案内コーナー

気持ちだけタイトルを変えてみました。政局がどんどんおかしな方向にすすんでいるのが、とても歯がゆい毎日です。介護保険制度も揺れています。構造的に女性が背負わされてきた「介護労働」を社会化することの大切さを声に出していきましょう！

以下の資料へのお問い合わせは川田まで／TEL&FAX 0587-93-4758

女たちの元気流—おんな労働組合(関西)ニュース No117

ビデオ紹介～「捨てられた“人形”」グローバリゼーションとアジアの女性労働者

原題「DOLLS&DUST」VHS カラー60分 定価5000円

スリランカ、タイ、韓国の女性労働者にグローバリゼーションがどのような影響をもたらしているかを多くの証言と記録によって構成したもの。「アジア女子労働者交流センター」の尽力により日本語版が製作されましたが、まだあまり知られていません。皆さんもぜひ地域の女性センター等に購入のリクエストをして下さい。

ぐるうぶ NO ! セクシュアル・ハラスマント NEWS 99夏

“女性に対する暴力撤廃”全国キャンペーンと一緒に取り組みませんか？

11/25~12/10の“国際反暴力期間”に、全国各地でのNO!暴力の波状キャンペーン毎年当会が取り組んできた25時間ホットラインなどキャンペーンの更なる広がりを作るため、全国各地で一緒に取り組む仲間たちを募っています！

問い合わせ先 NO ! SH 事務局 FAX 092-725-7497

それゆけ女たち(セクシャルハラスマントと闘う労働組合ばあぶる) No87~88

仙台地裁で画期的判決！東北大・東北生活文化大セクハラ裁判レポートほか

「セクハラ知事をノックアウトする友の会」が発足しました！・・・ご存じ横山ノック大阪府知事によるセクハラ・強制わいせつ行為が民事・刑事ともに訴えられました。話を聞けば聞くほど、計画的な犯行であることは明らか！この裁判は相手が大阪で最大の権力者であるということもあって、弁護団は81名という大所帯。是非とも多くの方が「友の会」の会員になって原告を支えてほしい。年会費3000円

会費・カンパ振込先 郵便振替 0930-0-103511

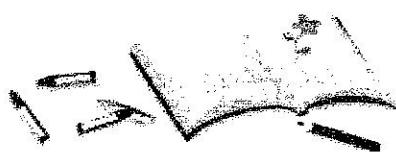
加入者名 性暴力を許さない女の会

日本女性学研究会ニュース No205

「女性学年報」20号発刊のお知らせ 1900円、申し込みは06-6945-5160まで。11月28日（日）13:00～大阪市ドーンセンターにて、「女性学年報」創刊20周年・20号発刊記念イベント～「女性学年報」から見た女性学の「今」と「これから」ワークショップと記念パーティを開催します。

NFUふれあい通信 No8

9月23・24日、コミュニティユニオン全国ネットワーク・全国交流集会参加報告
11月14日（日）13:30～ 名古屋市教育館・学習会、東京ユニオン高井晃さんの話。



今年ももう年末パーティのお知らせを書く時期になってしまった。「本当に1年たつのは早いものだ。」なんて聞いたような台詞を口走っているのだけれど、1年たつのが早いどころか1日、1ヶ月がどんどん過ぎていく。1日24時間は今のところ不変だが、世間の移り変わりはすばらしく速い。発表された新製品が数ヶ月後には旧モデルになり、店頭に山と積まれた流行品がこれもまた、数ヶ月後には姿を消してしまう。時代の流れにのってたつもりで働いてきた私も、さすがまいるね、というきょうこの頃です。(りり)